

令和4年9月 6日 開会

令和4年9月16日 閉会

令和4年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

9月6日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第39号について（提案説明・採決）	7
議第40号について（提案説明・質疑・委員会付託）	8
議第41号について（提案説明・質疑・委員会付託）	10
議第42号について（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第43号について（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第44号について（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第45号及び議第46号について（提案説明・質疑・委員会付託）	24
議第47号及び議第48号について（提案説明・質疑・委員会付託）	27
認定第1号から認定第6号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	30
散会	44
会議録署名議員	45

9月16日（金）

議事日程	47
議長及び出席議員	48
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	48
職務のために出席した者	48
開議	49

会議録署名者決定	49
一般質問	49
8番 岩田讓治議員	49
4番 坂 悟議員	53
3番 傍嶋邦博議員	56
2番 渡邊裕光議員	61
1番 石原英一議員	62
特別委員会報告	66
議会改革特別委員会	66
常任委員会報告	67
民生文教常任委員会	67
総務産建常任委員会	68
議第40号について（討論・採決）	69
議第41号について（討論・採決）	69
議第42号について（討論・採決）	69
議第43号について（討論・採決）	69
議第44号について（討論・採決）	70
議第45号について（討論・採決）	70
議第46号について（討論・採決）	70
議第47号について（討論・採決）	71
議第48号について（討論・採決）	71
認定第1号について（討論・採決）	71
認定第2号について（討論・採決）	72
認定第3号について（討論・採決）	72
認定第4号について（討論・採決）	72
認定第5号について（討論・採決）	73
認定第6号について（討論・採決）	73
閉会	73
会議録署名議員	74

令和4年9月6日（第1日）

議 事 日 程 (令和4年9月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第38号 専決処分の承認について
専第4号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議 第39号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第5 議 第40号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議 第41号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第7 議 第42号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第43号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 日程第9 議 第44号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議 第45号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第11 議 第46号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)
- 日程第12 議 第47号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1
号)
- 日程第13 議 第48号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予
算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第15 認定第2号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第19 認定第6号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄

○出席議員（9名）

1番 石原英一	2番 渡邊裕光	3番 傍嶋邦博
4番 坂悟	5番 大平文雄	6番 西松巖
8番 岩田讓治	9番 山中美恵子	10番 渡邊明博

○欠席議員（1名）

7番 碓井昭夫

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	青山桂子	調整監	水谷秀平
民生調整監	吉村等	建設調整監	岡田立
総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
福祉課長兼 安八温泉所長	坂和由	建設課長	河合一
学校教育課長	小林洋臣	生涯学習課長兼 ハートピア安八館長	今村厚士
住民環境課長	神野千津	産業振興課長	堀康信
会計管理者兼 税務課長	梅村明広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	宇佐見かおる
書記	土岐寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第3回安八町議会定例会を開催いたします。

御案内のように9月議会というのは俗に言う決算議会ということで、ちょっと詳細な説明がありますけれども、できるだけスムーズに進めまして、お昼頃には終わりたいと思っております。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回安八町議会定例会を開会します。

報告事項を申し上げます。碓井昭夫議員は、都合により本日の会議を欠席する旨の届出がありました。詳細につきましては、午後からの議会全員協議会で皆様に御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、6番 西松巖君、8番 岩田讓治君に指名します。

議 長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの11日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて、皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ御出席賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波の感染拡大に伴い、岐

岐阜県では8月5日に岐阜県B A. 5対策強化宣言が出され、9月2日、県の対策本部会議におきまして、今月末9月30日まで、その実施期間の延長がなされたところでございます。

当町におきましても「あんぱちナビ」で連日お知らせしているとおり、感染者が日々途切れることなく発生しております。いまだ鎮静化の兆しが見えず、感染者数の高止まり傾向が続いております。町民の皆さんには、引き続き基本的な感染防止対策の徹底とワクチンの接種をお願い申し上げます。

また、9月は時節柄、大雨など自然災害の発生も懸念される時期でございます。ここ数年来、気候変動による様々な異常気象が起きており、これまで何十年に一度と言われてきた規模の災害が国内外で頻発しております。当町では、過去に9・12長良川水害という未曾有の大水害を被っております。こうした様々な気候変動による災害が頻発している中、いつ何どき同じような、またそれ以上の災害が起こるやもしれません。町といたしましても、さらなる防災・減災対策の確立に向けて取り組んでまいり所存でございます。

さて、こうした気候変動に対応するべく、2015年のパリ協定で産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力するとの目標が国際的に共有され、この目標を2050年までに達成する必要があると示されました。

そこで、当町でも、この場をお借りして安八町ゼロカーボンシティ宣言をさせていただくこととしました。自然と共生した潤いのあるまちづくりを目指し、次世代のためにも将来にわたり持続可能な循環型社会、脱炭素社会の実現に向けて、町民、事業者、行政が連携し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言いたします。

目標実現に向けての具体的な取組といたしまして、太陽光発電など再生可能エネルギー設備を積極的導入、地球に優しい次世代自動車の導入推進、ごみの削減、リサイクル活動に対するリサイクル奨励金の継続など、町民の皆様、事業者の皆様実践をお願いしながら計画的に取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして御説明をさせていただきます。提出議案は、専決処分1件、人事案件1件、条例案件4件、予算案件5件、決算案件6件の17議案でございます。

本定例会の補正予算には、建築資材高騰による庁舎耐震補強改修費に係る

債務負担行為の増額補正をお願いするほか、新型コロナ対策費、防災対策費のほかに、昨今の原油高の高騰の影響を受け、庁舎を含む公共施設の光熱費の増額補正を盛り込んでおります。

個々の案件につきましては担当より御説明をさせていただきますので、十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明される方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第38号 専決処分の承認についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議第38号につきまして御説明申し上げます。

議第38号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第4号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,136万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億8,098万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月9日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

5ページは歳入、6ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額62億8,961万7,000円から9,136万6,000円を増額し、63億8,098万3,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源でございますので、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算は、安八あいあいクーポン券事業を行うための事業予算でございます。これは、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けました町民の生活支援及び地域経済の活性化を図るということを目的として事業を行ってまいります。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の9,136万6,000円でございます。財源内訳といたしましては全て特定財源で、国庫支出金9,136万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

事業に係ります事務費につきましては、節区分の需用費で、消耗品の購入で11万円、次に、クーポン券、ポスター、チラシ、封筒を印刷するための印刷製本費が156万4,000円であります。

次に、役務費の通信運搬費で、クーポン券を各世帯に発送するための郵送料が444万2,000円であります。

給付事業費につきましては、負担金、補助及び交付金の補助金で、町民1人当たり1冊5,000円のクーポン券を配付するために1万4,600人分の7,300万円であります。さらに、子育て世帯の支援分といたしまして、高校生世代までの子供を養育する世帯には、子供さん1人当たり1冊5,000円分を上乗せしまして配付するための2,450人分の1,225万円で、総額8,525万円であります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり承認いたしました。

議長 日程第4、議第39号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第39号 教育委員の任命につき同意を求める件についてでございます。

任期満了に伴い、教育委員に、9ページの議案書にありますように新たな方を提案させていただきたいと思っております。

住所、安八郡安八町牧1951番地。氏名、渡邊幸良氏。生年月日、昭和38年6月11日生まれ。

この渡邊幸良氏を新たに任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、4名の教育委員のうち、坂隆史氏が今月末をもちまして任期満了になります。坂隆史氏におかれましては、平成26年10月から2期8年にわたり教育委員としてお世話になってまいりました。引き続き教育委員としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりましたが、今期をもって退任したいとお考えをお聞きし、検討させていただきました結果、御意思を尊重させていただきまして、本定例会に新しい方を御提案させていただくものでございます。

今回御提案させていただきました渡邊幸良氏は、愛知県内の私立大学にお勤めで、社会福祉学部の教授として、また同大学の地域連携センター長として御活躍をされておられる方でございます。人格高潔で、教育、学術に識見

を有するこの渡邊氏は教育委員に適任であり、この氏の豊富な知識と経験を
生かして町の教育の発展に対し御尽力いただきたいと考えております。

任命につき御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり同意しました。

議 長 日程第5、議第40号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題としま
す。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第40号につきまして御説明申し上げます。

議第40号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和
4年政令第172号）が令和4年4月6日に公布され、同日から施行されたこ
とに伴い、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する規定を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、13ページをお願いいたします。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例（令和3年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。内容につきましては、別冊の議案資料を
お願いしたいと思います。

議案資料の表紙1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表、左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正内容は、最近における物価の変動等に鑑み、上位法であります公職選挙法施行令の一部改正を受けまして、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動に関しまして、選挙行為におけます限度額の引上げを行うものであります。

まず、第4条第2号のアにつきましても、一般運送契約以外の契約で自動車の借入れ契約の場合、選挙運動用自動車として使用された各日1日当たりにつきまして、現行単価「1万5,800円」から「1万6,100円」に改めるものであります。

次に、同条第2号のイにつきましても、自動車の燃料供給契約の場合、選挙運動期間の各日1日当たりにつきまして、現行単価「7,560円」から「7,700円」に改めるものであります。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

2ページの中段、第8条につきましても、選挙運動用ビラの作成の公費負担額の改正で、現行の作成単価、1枚当たり「7円51銭」から「7円73銭」に改めるものであります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第11条につきましても、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の改正で、現行の作成単価、1枚当たり「525円6銭」から「541円31銭」に改めるものであります。

また、企画費といたしまして、現行単価「31万500円」から「31万6,250円」に改めるものであります。

議案書にお戻りいただきたいと思っております。

議案書の本文13ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は総務産建常任委員会で審査したいと思っておりますので、ここでの

質疑は総括的に、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようよろしくお願ひいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第40号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第6、議第41号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議第41号につきまして御説明申し上げます。

議第41号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国家公務員の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に係る人事院規則等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加のための休暇の対象期間の拡大等についての所要の措置を講ずるために、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、17ページをお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の育児休業等に関する条例（平成4年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要でございます。

今回、1番目の(1)にありますように、育児休業の取得回数制限が緩和されまして、特別な事情にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得することができるようになりました。

次に、2番目の主な改正内容のところをお願いいたします。

まず、(1)の第2条関係の第3号のアの(イ)の規定においては、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」に、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日まで」と緩和するための改正を行うものであります。

次に、同条第3号のイの(ア)(イ)の規定につきましては、新設されるものであります。これは、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するものであります。

次に、同条第3号のウの規定は削るものであります。

続きまして、(2)の第2条の3関係の第3号の規定は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものであります。

次に、(3)の第2条の4の関係の規定は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものであります。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

(4)の第2条の5の関係の規定は、本条例の第3条の2へ移動するために削るものであります。

次に、(5)の第3条関係の第5号の規定は、再度の育児休業取得に係る特

別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削るものであります。

次に、同条第6号、第7号の規定は、条例第3条第5号の規定を削ることによりまして、号の繰上げにより第5号、第6号に改正されるものであります。

次に、同条第7号の規定は、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものであります。

次に、(6)の第3条の2の関係の規定は新設されるものであります。育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準といたしまして、条例で定める期間は57日間と定めるものであります。

次に、(7)の第11条関係の第6号の規定は、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改正するものであります。

続きまして、7ページから12ページまでは、本条例の新旧対照表でございますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

議案書の本文20ページをお願いいたします。

附則となります。

第1条の施行期日といたしましては、この条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

次に、第2条は、本条例改正に係ります経過措置を規定するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は総務産建常任委員会で審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただきたいと思いますとお願いたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第41号は、会期内の総務産建常任委員会

に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第7、議第42号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 梅村明広君。

会計管理者兼税務課長 それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議第42号につきまして御説明申し上げます。

議第42号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、軽自動車税の種別割について、軽自動車の取得や廃車等の状況を確認できる期間を確保し、適正な課税を図るとともに、新たに共通納税システムの対象となることに対応するため、納期を1か月繰り下げることとし、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正条文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきますので、議案資料の13ページをお願いいたします。

安八町税条例新旧対照表でございます。左列が改正前、右列が改正後となります。

軽自動車税の種別割の納期について、第67条第2項におきまして規定をしております。

納期について、改正前の「4月11日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改め、1か月繰り下げのものとございます。

議案書23ページに戻っていただきまして、附則のほうを御覧ください。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は総務産建常任委員会で審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第42号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第8、議第43号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 25ページをお願いいたします。

議第43号につきまして御説明をさせていただきます。

議第43号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、むすぶテラスにおいて指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例（令和3年安八町条例第10号）

の一部を次のように改正する。

以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明をいたしますので、議案資料の15ページを御覧ください。

むすぶテラスの設置及び管理に関する条例新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後でございます。

今回の改正は、新たに条項を設けるものでございます。

第11条は、テラスの管理を指定管理者に行わせることができると規定するものでございます。

第12条は、指定管理者の指定の手續に関し、事業計画書等を提出していただき、審査選定すると規定するものであります。

第13条は、指定管理者の業務を規定するものでございます。

第14条は、守秘義務規定、第15条は、利用料金を収受及び定めることができる規定でございます。

本文の28ページの末尾に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

準備行為といたしまして、指定管理者の指定に関し必要な事項は、この条例の施行前において事前に準備を行うことができるものでございます。

経過措置といたしましては、改正前にされた手續その他の行為は、改正後の行為とみなすものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は総務産建常任委員会で審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「はい」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第43号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第44号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の29ページをお願いいたします。

議第44号につきまして御説明申し上げます。

議第44号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,899万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億4,997万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

31ページ、32ページが歳入、33ページ、34ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額63億8,098万3,000円から2億6,899万2,000円を増額し、66億4,997万5,000円とするものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。単位は1,000円でございます。

今回、本庁舎耐震補強改修工事に係ります債務負担行為の限度額を1億5,000万円増額し、4億940万円といたします。本事業は、令和4年度、5年

度の2か年で行う予定としておりますが、昨今の建築資材価格の高騰等により全体事業費の見直しを行ってまいりました。総事業費が固まってまいりましたので、今回の補正をお願いするものであります。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回、1段目の臨時財政対策債の限度額を4,320万円減額し、8,680万円といたします。これは、令和4年度の普通交付税の算定に基づく発行可能限度額内での減額するものであります。

次に、2段目の公共事業等債の限度額を3,720万円増額し、7,200万円といたします。これは、国の補助事業採択により増額するものであります。

次に、3段目の緊急防災・減災事業債の限度額を190万円減額し、3億160万円といたします。これは、令和2年度からサービス開始いたしました「あんぱちナビ」のサービス機能の拡充を行うために国へ補助金申請をしておりましたところ、今回事業採択を受けましたので、充当財源の変更により減額をするものであります。以上のことから、地方債合計を4億8,950万円とするものであります。

続きまして、37ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

37ページの最上段、款項目とも地方特例交付金、補正額、減額の466万4,000円につきましては、令和4年度分の額の確定に伴い、減額補正をお願いするものであります。

次の2段目、款項目とも地方交付税、補正額、増額の1億2,185万円でございます。これは、令和4年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

1枚はねていただきまして、38ページをお願いいたします。

38ページの最下段、款項目とも繰越金、補正額、増額の30万9,000円でございます。これは、令和3年度からの繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、40ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

40ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額、増額の557万8,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源でその他の寄附金150万円は、今回、安八進栄会様から、町のシンボルタワーの看板等の修繕のために使ってくださいという指定寄附金でございます。

次の繰入金200万円は、ふるさと寄附金で、こちらも看板の修繕等の充当財源であります。

次に、節区分、需用費の燃料費44万4,000円は公用自動車管理経費で、昨今の原油価格の高騰によります公用自動車のガソリン代の増額補正をお願いするものであります。次に、光熱水費163万4,000円は本庁舎管理経費で、こちらも原油価格の高騰によります役場庁舎の電気代の増額補正をお願いするものであります。次に、工事請負費の350万円は公共施設維持管理経費で、こちらは先ほどの町のシンボルタワーが経年の劣化によりまして破損し、修繕が必要な状況でありますので、今回看板の修繕を行うものであります。

次に、目、情報管理費、補正額、増額の2,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金、増額の2,000万円はコロナ交付金であります。節区分、委託料の業務委託2,000万円は行政デジタル化推進経費で、コロナウイルスの感染症対策といたしまして、各公共施設の予約を可能とする施設予約システムの再構築、また更新するものであります。

次に、目、交通安全対策費、補正額、増額の142万円であります。節区分、需用費の光熱水費142万円は交通安全対策事務経費で、町内一円に設置しております街路灯、防犯灯の電気代の増額補正をお願いするものであります。

1枚はねていただきまして、43ページをお願いいたします。

43ページの最下段、款項とも消防費、目、消防施設費、補正額、増額の56万円でございます。節区分、需用費の光熱水費56万円は消防施設管理経費で、町内にあります消防車庫の電気代の増額補正をお願いするものであります。

次に、目、災害対策費、補正額、増額の7,721万4,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金、増額の6,155万円には3つの交付金がございます。1つ目は、社会資本整備総合交付金の1,120万円であります。こちらは、名神高速道路の盛土のり面を利用した一

時避難場所設置工事に充当するものであります。2つ目は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の2,797万2,000円と、2つ目はコロナ交付金2,237万8,000円であります。これら2つの交付金を活用いたしまして、「あんぱちナビ」のサービス機能の拡充に充当するものであります。

次に、県支出金42万4,000円は、避難所生活環境確保事業費補助金であります。

次に、地方債810万円は、今回、国庫補助事業の採択を受けましたので、起債の変更を行いまして公共事業等債1,000万円を増額し、緊急防災・減災事業債を190万円減額するものであります。

今回、防災事務経費におきまして3つの事業を行ってまいります。

1つ目が節区分、委託料の業務委託5,396万5,000円は、防災アプリ開発業務で「あんぱちナビ」のサービス機能の拡充を行うものであります。

2つ目が節区分の工事請負費2,240万円は、一時避難場所の設置工事であります。

3つ目が節区分、備品購入費84万9,000円は、避難所防災備品を購入するものであります。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書は、2枚戻っていただきまして、39ページの上段をお願いいたします。

歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の286万5,000円。これは、安八郡広域連合より過年度事業の精算金を受け入れるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、40ページの下段をお願いいたします。

歳出の款、民生費、項、社会福祉費、目、安八温泉費、補正額、増額の2,020万円。これは安八温泉の運営に係る経費で、節区分の需用費の燃料費110万円は灯油代、光熱水費110万円は電気代、ともに燃料費等の高騰により予算の増額をお願いするものでございます。

工事請負費の1,800万円は施設の改修工事で、屋上の屋根防水及び天井修繕に係るものでございます。

続きまして、目の福祉医療費、補正額、増額の922万9,000円。福祉医療に係る事務経費で、節区分の償還金、利子及び割引料は、令和3年度の精算確

定により超過受入れ分を返還するものでございます。

続きまして、目の介護保険費、補正額、増額の32万7,000円。介護保険の運営に係る負担経費で、節区分の負担金、補助及び交付金は、令和3年度の精算確定による不足分を安八郡広域連合へ追加負担するものでございます。

続きまして、目、後期高齢者医療費、補正額、増額の288万5,000円。後期高齢者に係る医療費の負担経費で、節区分の負担金、補助及び交付金は、令和3年度の精算確定による不足分を県の広域連合へ追加負担するものでございます。

続きまして、41ページをお願いします。

項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の940万円。子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯へ子供1人当たり5万円を支給するものでございますが、対象世帯の確定に伴いまして、国から超過して受け入れた分を返還するものでございます。

続きまして、目の保育所費、補正額、増額の345万円。こども園の施設に関する管理経費で、節区分の需用費、光熱水費は電気代で、電気料金の高騰により増額をお願いするものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、増額の23万円。保健センターの施設に係る管理経費で、需用費の燃料費10万円は灯油代、光熱水費13万円は電気代、ともに燃料費等の高騰により増額をお願いするものでございます。

続きまして、目の予防費、補正額、増額の2,790万7,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金2,790万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。この事業は、オミクロン株に対応した新しいワクチンの接種に係る経費を計上しております。節区分の報酬438万6,000円は、会計年度任用職員の事務員や保健師への報酬、続いて職員手当等191万円は、職員の時間外勤務手当130万4,000円及び会計年度任用職員の期末勤勉手当60万6,000円でございます。

共済費の26万9,000円は、ページを1枚はねていただき、42ページの上段でございます。共済組合負担金9万5,000円、そして社会保険料等17万4,000円ともに会計年度任用職員に係るものでございます。報償費の221万6,000円は看護師への手当でございます。旅費の11万4,000円は会計年度任用職員に

係るものでございます。役務費の204万2,000円の内訳としては、通信運搬費127万6,000円は郵送代と電話代、手数料76万6,000円は国保連の事務処理手数料でございます。委託料の業務委託1,697万円は、医療機関への個別接種委託業務料を計上しております。

議長 住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 引き続き、42ページをお願いいたします。

目、斎苑費、補正額、増額の145万7,000円。斎苑に係る経費でございます。節区分、需用費の燃料費15万9,000円と光熱水費129万8,000円は、やすらぎ苑の火炉の燃料費と電気料の高騰によるものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き、議案書の42ページの下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額723万3,000円。財源内訳、特定財源、国県支出金のうち県支出金236万円は農業農村整備事業補助金、地方債80万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費590万円は、県単土地改良事業として、氷取・外善光地内における樋門、水門の改修工事費。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金133万3,000円は、県営かんがい排水事業として、揖斐川以東用水の善光方幹線パイプライン化に係る県への負担金でございます。それぞれ補助事業の採択を受けましたので補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の排水機費、補正額219万8,000円。節区分、需用費の光熱水費は、土地改良施設事務経費として、中須川排水機場ほかの運転に係る電気料金高騰分に対応するための補正をお願いするものでございます。

ページが下段に移りまして、43ページ、款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額70万円。財源内訳、特定財源、国県支出金のうち国庫支出金31万6,000円は社会資本整備総合交付金、地方債20万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費は、道路維持経費として当初予算に計上しております舗装補修事業につきまして、補助内示額が予算額を上回りましたので既存の事業に積み増しをお願いするものでございます。

続きまして、目の道路新設改良費、補正額2,660万円。財源内訳、特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金1,463万円は社会資本整備総合交付金、地方債1,070万円は公共事業等債でございます。節区分、委託料の業務委託

1,800万円は牧地内もくせい団地北部附砂10号線の通学路改良に係る測量設計委託業務費、節区分、工事請負費860万円は外善光地内附砂山田1号線の通学路改良工事に伴う路肩改良で、いずれも国庫補助事業の採択を受けましたので補正をお願いするものでございます。

続きまして、中段の表、項の都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額3,500万円。財源内訳、特定財源、国庫支出金のうち国庫支出金1,726万1,000円は社会資本整備総合交付金、地方債1,550万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費は都市計画整備道路改良事業として、現在、道路・水路改良工事を進めております安八スマートインターチェンジ北西堅割寺家線でございますが、第2工区の一部について国庫補助事業の採択を受けましたので補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 続きまして、教育委員会学校教育課分について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額、増額の450万円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金225万円は学校保健特別対策事業費補助金及び225万円がコロナ交付金でございます。節区分、需用費、消耗品費450万円は、消毒及び抗原検査キット等、コロナ対策品の購入に係る経費でございます。

目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の20万2,000円。節区分、需用費、光熱水費20万2,000円は、放課後児童クラブにおける電気料金の増額に伴う経費でございます。

項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の399万1,000円。節区分、需用費、光熱水費399万1,000円は、小学校における電気・ガス料金の増額に伴う経費でございます。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の145万7,000円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金、地域部活動推進事業補助金170万円は、運動部活動に対する経費100万円及び文化系部活動に対する経費70万円でございます。繰入金はふるさと基金で、減額の109万9,000円でございます。

地域部活動推進事業補助金については、国より交付決定がありました。また、繰入金減額につきましては、当初ふるさと基金を充てる予定でございま

したが、国からの補助金の交付決定を受け、財源の組替えを行うものでございます。一般財源85万6,000円。節区分、需用費、光熱水費75万7,000円は、中学校における電気・ガス料金の増額に伴う経費でございます。節区分、委託料、業務委託70万円は、地域部活動の文化系部活動に係る経費でございます。

45ページの下段をお願いいたします。

項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の379万9,000円。財源内訳として、一般財源379万9,000円。節区分、需用費、光熱水費322万8,000円は、給食センターにおける電気・ガス料金の増額に伴う経費でございます。節区分、委託料、業務委託57万1,000円は、配送助手の不足により、シルバー人材への運転助手の委託に係る経費でございます。

議長 生涯学習課長兼ハートピア安八館長 今村厚士君。

生涯学習課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育委員会生涯学習課分を御説明します。

45ページをお願いいたします。

項、社会教育費、目、公民館費、補正額、増額の81万9,000円。節区分、需用費の光熱水費81万9,000円につきましては、中央公民館における電気料金の高騰により予算不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

続きまして、目、ハートピア安八費、補正額、増額の244万8,000円。財源内訳は、特定財源、国庫支出金101万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分、需用費の光熱水費143万3,000円につきましては、ハートピア安八における電気料の高騰により予算不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

また、備品購入費101万5,000円につきましては、ハートピア安八の図書館並びに歴史民俗資料館におけるコロナ感染対策における備品を購入するものでございます。

下段をお願いいたします。

項、保健体育費、目、保健体育施設費、補正額、増額の18万8,000円。節区分、需用費の光熱水費18万8,000円につきましては、総合体育館における電気料金の高騰により予算不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

以上、議第44号、令和4年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は各常任委員会で審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第44号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここで暫時休憩して、11時20分に再開したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時18分 再開）

議長 それでは、皆さんおそろいです。再開いたします。

議長 日程第10、議第45号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議第46号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 それでは、議第45号につきまして御説明申し上げます。

議案書47ページを御覧ください。

議第45号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,020万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、49ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

49ページが歳入、50ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計額では、補正前の額16億800万円、補正額、増額1,220万4,000円、計16億2,020万4,000円でございます。

続きまして、51ページ、歳入内訳でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の72万2,000円。

続きまして、款項目ともに繰越金、補正額1,292万6,000円。これは、令和3年度決算による繰越金の確定及び繰越金により、基金繰入金の減額をお願いするものでございます。

52ページ、歳出内訳をお願いします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額16万5,000円。節区分、委託料の業務委託16万5,000円は、未就学児の制度改正に伴うシステム改修費でございます。

続きまして、款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額1,203万9,000円。節区分、償還金、利子及び割引料1,203万9,000円。これは、令和3年度保険給付費等の確定による県への普通交付金の返還金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、引き続き議第46号について御説明申し上げます。

53ページを御覧ください。

議第46号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,160万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、55ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

55ページが歳入、56ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計として、補正前2億800万円、補正額、増額360万7,000円、計2億1,160万7,000円でございます。

続きまして、57ページ、歳入内訳でございます。

款項目ともに繰越金、補正額360万7,000円。節区分、繰越金360万7,000円は、令和3年度決算による繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、58ページ、歳出内訳をお願いします。

上段の表です。款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額360万9,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金360万9,000円は、令和3年度決算の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

続きまして、下の表でございます。

款項目ともに予備費、補正額、減額の2,000円は、今回の補正の端数調整を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は民生文教常任委員会で審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第45号と議第46号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号と議第46号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第12、議第47号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第13、議第48号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の59ページをお願いいたします。

議第47号及び議第48号の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議第47号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和4年度安八郡安八町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務予定量の補正）第2条、令和4年度安八郡安八町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。
項目4. 主要な建設改良事業、イ、管路更新設計委託、補正前1,650万円、補正後4,290万円。

（収益的支出の補正）第3条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、水道事業費用、第1項、営業費用、補正予定額532万4,000円。

裏面の60ページをお願いいたします。

（資本的支出の補正）第4条、予算第4条本文括弧中「不足する額は、当年度分損益勘定留保資金7,369万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,391万5,000円」を「不足する額は、当年度分損益勘定留保資金8,099万1,000円、過年度分損益勘定留保資金6,391万5,000円及び未処分利益剰余金1,910万2,000円」に改め、同条に定めた支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、補正予定額2,640万円。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

61ページ、62ページにつきましては水道事業会計予算実施計画でございます。以下の資料、単位は1,000円でございます。

先ほど御説明申し上げました本文第3条及び第4条に係る計画書でございます。61ページは、収益的支出に532万4,000円を加え、裏面の62ページでは、資本的支出に2,640万円を加えるものでございます。

続きまして、63ページ、64ページは水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

63ページ、款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水及び浄水費、今回補正額532万4,000円。節区分、動力費は電力料金として、上水道配水場運転に係る電気料金の高騰に対応するために補正をお願いするものでございます。

裏面の64ページをお願いします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、建設改良費、今回補正額2,640万円。節区分、委託料は、管路更新設計委託業務として、南今ヶ淵地内2号取水井戸導水管更新設計に伴う安八橋の橋台詳細設計委託費1,100万円と、同じく南今ヶ淵地内中須川1号橋に係る水管橋から先般漏水が発見されました。この修理に伴う水管橋更新設計委託費として1,540万円の補正をお願いするものでございます。

議案書の65ページをお願いいたします。

引き続き、議第48号につきまして御説明申し上げます。

議第48号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,033万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。以下の資料、単位は1,000円でございます。

67ページは歳入、68ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額9億2,300万円にそれぞれ733万6,000円を追加し、9億3,033万6,000円とするものでございます。

続きまして、69ページをお願いします。

事項別明細の2. 歳入でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、下水道事業整備基金繰入金、補正額700万円。こちらは、下水道事業整備基金からの繰入金でございます。

続きまして、款項目とも繰越金、補正額33万6,000円。令和3年度繰越金の額の確定によるものでございます。

裏面の70ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

款項とも公共下水道費、目、公共下水道建設費、補正額33万6,000円、続いて、目の浄化センター管理費、補正額700万円。ともに節区分、需用費、光熱水費は、マンホールポンプ場及び浄化センター運転に係る電気料金高騰分に対応するための補正をお願いするものでございます。

以上、2議案につきまして御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は総務産建常任委員会で審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第47号と議第48号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号と議第48号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

議長 お諮りします。

日程第14、認定第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第19、認定第6号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までを一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより順次説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 梅村明広君。

会計管理者兼税務課長 それでは、議案書の71ページをお願いいたします。

ただいま上程されました6つの認定議案につきまして御説明申し上げます。
認定第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、73ページをお願いいたします。

認定第2号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のお

り認定に付すものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、75ページをお願いいたします。

認定第3号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、77ページをお願いいたします。

認定第4号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、79ページをお願いいたします。

認定第5号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、81ページをお願いいたします。

認定第6号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和4年9月6日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げます。

表紙の薄い黄色の決算附属書類のほうを御準備願います。

表紙から2枚はねていただきまして、2ページからお願いをいたします。
令和3年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。
一般会計、歳入総額73億9,820万7,947円、歳出総額が68億3,748万248円、
差引額5億6,072万7,699円。このうち、繰越明許費といたしまして1億341
万8,000円。法第233条の2の規定による基金繰入額は2億8,200万円ござ
います。

国民健康保険特別会計、歳入総額が14億5,196万2,636円、歳出総額が14億
603万6,265円、差引額が4,592万6,371円。このうち、法第233条の2の規定
による基金繰入額は3,200万円でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額1億9,219万5,478円、歳出総額が1億
8,858万7,078円、差引額360万8,400円。

児童発達支援事業特別会計、歳入総額2,411万3,116円、歳出総額が2,405
万3,425円、差引額5万9,691円。

水道事業会計、歳入総額1億9,882万7,437円、歳出総額が2億6,110万
4,623円、差引額はマイナスの6,227万7,186円。

公共下水道事業特別会計、歳入総額が9億4,451万4,520円、歳出総額が9
億4,118万8,221円、差引額332万6,299円でございます。

1枚はねて、4ページをお願いいたします。

令和3年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の効果に関する説明書につきましては、歳入歳出の決算の
内容と関連がございますので、各委員会にて御説明を申し上げます。

1枚はねて、6ページをお願いいたします。

右側の最下段の線の下、8つの基本項目ごとの各事業と重複する部分もあ
りますが、新型コロナウイルス感染症関連事業について記載をしております。
詳細につきましては、58ページのほうをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症関連事業。

事業名の新型コロナウイルス感染症対応各種事業は、主な事業内容といた
しまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業、地方創生テレワーク推進
交付金のむすぶテラス整備、1つ飛びまして、地域の名産品魅力発見事業の
ふれあいセンター改修費、下から4つ目の国土強靱化・BCP策定事業、1
つ飛んで、予防接種体制整備事業等、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止

の拡充や、影響を受けた地方経済や住民生活の支援を行っております。

事業経費は全体で4億1,307万9,000円。

財源内訳の特定財源は、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地方債の緊急防災・減災事業債等でございます。

右側、59ページをお願いいたします。

事業名の子育て世帯・非課税世帯臨時特別給付金事業は、住民税非課税世帯への臨時特別給付金として800世帯、低所得の子育て世帯生活支援特別交付金として95人、子育て世帯への臨時特別給付金として2,282人に給付し、家計への支援を行いました。

事業経費は3億1,880万9,000円で、財源内訳は全て特定財源で、国庫支出金の非課税世帯への臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の事業費及び事務費補助金でございます。

1枚はねて、60ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産、(1)土地及び建物の関係でございます。

土地の決算年度中の増減としましては、公共用財産のその他施設におきまして、道路買収7路線等により合計1,809平方メートルの増でございましたので、決算年度末現在高といたしまして、合計24万4,166平方メートルでございます。

右側のページの建物でございます。

非木造建物につきましては、公共用財産のその他施設におきまして、ふれあいセンターの増築により10平方メートルの増でございましたので、決算年度末における延べ床面積の合計といたしまして5万8,526平方メートルでございます。

左側のページに戻っていただきまして、(2)の有価証券でございます。

こちらにつきましては決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高の合計としまして870万円でございます。

右側の(3)物件でございます。

地上権といたしまして、こちらにつきましては決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高は4万8,965平方メートルでございます。

その下、(4)の出資による権利でございます。

こちらにつきましても決算年度中増減はございませんでしたので、決算年度末現在高は、合計として969万6,000円でございます。

1枚はねて、62ページをお願いいたします。

2の物品の関係でございます。

区分の軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車までございまして、決算年度中の増減といたしまして、軽貨物自動車と小型乗用車を各1台ずつ廃車したことにより、決算年度末現在高といたしまして、合計34台の保有でございます。

中段の表の3. 貸付金関係でございます。

区分の学校給食運営費貸付金につきましては、学校給食費の公会計化に伴い200万円全額返却されましたので、決算年度末現在高はございません。

下段の表、4. 未収金関係でございます。

区分のゴルフ場賃貸料及び利息につきましては、未払い分の支払いをいたしておりますので、決算年度末現在高は5,271万8,260円でございます。

右側63ページをお願いします。

5の基金の関係でございます。

増減のありました基金のみ説明させていただきます。なお、出納整理期間中の令和4年4月、5月に積立て及び取り崩したものについては令和4年度決算の増減となりますので、それぞれ欄外に注記しておりますので御確認をいただけたらと思います。

区分の財政調整基金でございます。決算年度中の増減といたしまして5,091万円の増。

減債基金につきましては8,684万8,000円の増。

4つほど飛びまして、公共下水道事業整備基金につきましては900万円の増。

国民健康保険基金につきましては1億円の増。

3段飛びまして、教育振興基金につきましては2万5,000円の減。

決算年度中の増減、合計いたしますと2億4,673万3,000円の増で、決算年度末現在高といたしまして、合計で12億518万7,812円でございます。

1枚はねて、64ページをお願いいたします。

令和2年度・令和3年度款別決算額比較表、歳入の関係でございます。款の上段が2年度、下段が3年度ですので、下段の3年度のみ説明をさせていただきます。

款の町税、収入済額が21億745万5,424円、右側のページの不納欠損額につきましては379万526円を不納欠損処分しております。また、未収入額につきましては7,394万726円でございます。

続きまして、最下段の款の分担金及び負担金、未収入額8万8,096円につきましては、学校給食費負担金でございます。

1枚はねて、66ページをお願いいたします。

最下段の歳入合計といたしまして、収入済額が73億9,820万7,947円、対前年比で4億1,869万7,989円の減でございます。不納欠損額が379万526円、未収入額が7,402万8,822円でございます。

1枚はねて、68ページをお願いいたします。

歳出の会計でございます。

こちら最下段の歳出合計といたしまして、支出済額が68億3,748万248円、対前年比5億5,104万953円の減でございます。

1枚はねて、70ページをお願いいたします。

町税の決算額の推移の関係でございます。

区分、款の町税でございます。3年度の前年比増減額は1億1,649万1,902円の減で、前年比増減割合が94.8%でございます。

右側、71ページをお願いします。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

消費税が5%から8%に引き上げられた際、引上げ分のうち地方消費税の収入につきましては、地方保障経費4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策の経費に充てるものとされております。

表の右から2列目の一般財源のうち、引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございますが、この列がこの関係を表示している項目でございます。

左側の事業名、保健衛生の福祉医療事業から成人保健事業に消費税の引上げ分を全額充てていることを示した表でございます。

1枚はねて、72ページをお願いいたします。

令和3年度一般会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

まず歳入の概要関係でございます。特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会にて説明させていただきますので、一般財源のみ説明をさせていただきます。

款の町税、項の町民税からたばこ税までの収入済額は21億745万5,424円でございます。このうち不納欠損額といたしまして、個人町民税が181万7,000円、法人町民税が8,000円、固定資産税が178万9,000円、軽自動車税が17万7,000円をそれぞれ不納欠損処分したものでございます。

続きまして、款の地方譲与税でございます。

節の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、合わせまして収入済額が8,861万8,000円でございます。

右側、73ページをお願いします。

款節ともに利子割交付金、収入済額が134万9,000円でございます。

以下、配当割交付金が1,133万8,000円。

株式等譲渡所得割交付金が1,286万1,000円。

法人事業税交付金が2,327万2,000円。

地方消費税交付金は3億3,183万4,000円。内訳として、地方消費税交付金が1億3,876万5,000円、社会保障財源交付金が1億9,306万9,000円でございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金301万6,195円。

環境性能割交付金が906万2,000円。

地方特例交付金が1,788万7,000円。内訳として、個人住民税減収補てん特例交付金が1,391万2,000円、自動車税減収補てん特例交付金が283万4,000円、軽自動車税減収補てん特例交付金が114万1,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は3,784万6,000円で、令和3年度限りの措置といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対する固定資産税の軽減による減収分について交付されたものでございます。

最下段の地方交付税は16億3,549万7,000円。内訳といたしまして、地方交付税が15億5,622万8,000円、特別交付税が7,926万9,000円でございます。

1枚はねて、74ページをお願いいたします。

款節ともに交通安全対策特別交付金、収入済額が173万4,000円でございます。

款の分担金及び負担金から80ページの県支出金までにつきましては、特定財源ですので、各委員会にて説明をさせていただきます。

80ページまでお願いをいたします。

80ページの中段となります款の財産収入、節の利子及び配当金、収入済額7万9,445円は財政調整基金の預金利息、東海旅客鉄道ほか配当金等でございます。

節の土地貸付収入、収入済額564万6,462円は、法人4社、個人3人からの賃貸料でございます。

節の土地売払収入、収入済額159万4,170円は、法人1社、個人1人からのものでございます。

款の寄附金、節の一般寄附金、収入済額25万4,000円は、法人2社、個人3人からの寄附金でございます。

款の繰入金、節の財政調整基金繰入金、収入済額は2億5,983万8,000円でございます。

右側、81ページをお願いいたします。

款節ともに繰越金、収入済額1億7,542万5,735円は、令和2年度純繰越金でございます。

節の繰越明許繰越金、収入済額は3,995万9,000円でございます。

款の諸収入、節の延滞金、収入済額277万6,898円は、町税に対する延滞金でございます。

節の預金利子、収入済額549円は、歳計現金の利息でございます。

1枚はねて、82ページをお願いいたします。

節の雑入、収入済額1億1,063万1,574円、このうち一般財源のうち金額の大きなものとしたしましては、最上段の総務課分、職員駐車場協力金328万5,000円でございます。

右側、83ページをお願いいたします。

最上段、節の学校給食運営費貸付金元利収入、収入済額200万円は、学校給食費の公会計化に伴う貸付金の戻入れでございます。

款の町債、節の臨時財政対策債、収入済額3億570万円で、財務省、地方公共団体金融機構、大垣西濃信用金庫から借り入れたものでございます。

1枚はねて、84ページをお願いいたします。

歳出の概要の関係でございます。

歳出につきましては、各委員会にて説明をさせていただきますので、この場では省略をさせていただきます。

ページが飛びますが、112ページをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から4段目の性質別の合計と、その下の行の前年度合計を比較しまして、大きく増減があった項目のみ説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

左側のページの項目の2つ目、物件費は、前年比で1億5,861万8,000円の増でございます。これは、学校給食費の公会計化に伴い給食材料費を一般会計から支出することとなったことと、新型コロナウイルスワクチン接種の委託料等の増でございます。

4つ目の扶助費は、前年比3億2,628万7,000円の増でございます。こちらは、児童1人当たり10万円を給付いたしました子育て世帯への臨時特別給付金事業と医療費助成制度を高校生世代まで拡充したためでございます。

左から5つ目の補助費等につきましては、前年比で15億725万9,000円の減でございます。こちらは、令和2年度限りの事業といたしまして、住民1人当たり10万円を給付いたしました特別定額給付金事業によるものでございます。

左から6つ目の普通建設事業費は、前年比3億6,391万5,000円の増でございます。こちらは、勤労青少年ホームのテレワーク化やふれあいセンターの改修業務を実施したことと、県道間アクセス道路及び構成区域内道路整備事業が増となったものでございます。

1枚はねて、114ページをお願いいたします。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。単位は1,000円でございます。

経常的需用費計の最下段の合計、3年度1億6,482万1,000円、対前年比で285万4,000円の増、率にして1.8%の増でございます。主な理由といたしま

して、燃料費につきましては、各施設の灯油代の高騰の影響により大幅な増となりました。

右側のページの食糧費につきましては、こども園での牛乳の提供方法を従来の個別パックからコップに注ぐ方式に変更することによる経費削減等により、約30%減少しております。

印刷製本費につきましては、令和2年度に町史等の印刷を行いましたので、その費用分が減少しております。

1枚はねて、116ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。こちらの単位も1,000円でございます。

区分の(1)一般公共事業債から(9)の財源対策債まで、それぞれの目的に合わせて借入れを行っているものでございます。最下段の合計欄について説明をさせていただきます。

決算年度中の発行高といたしましては5億6,990万円。右側のページの決算年度中の元利償還高といたしまして、元金が6億4,690万円、利息が1,949万2,000円の支出でございます。決算年度末現在高といたしまして、合計で61億553万9,000円でございます。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

2枚はねていただきまして、黄色のページ、120ページをお願いいたします。

特別会計におきましては、金額の大きなものについてのみ説明をさせていただきます。

令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書（概要）。

まず歳入でございます。

保険料としまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、現年度分で3億1,100万2,000円、滞納繰越分で782万6,000円を収入しております。

県支出金は10億3,758万3,000円を収入しております。

繰入金は8,672万6,000円で、一般会計の繰入金でございます。

続きまして、右側のページ、歳出でございます。

保険給付費のうち、療養諸費は8億6,622万5,000円、高額療養費は1億

2,607万1,000円でございます。

国民健康保険事業費納付金の医療給付費分は2億4,334万7,000円、後期高齢者支援分が8,742万6,000円、介護納付金分は2,881万3,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして4,592万6,000円で、そのうち基金に3,200万円繰入れいたしております。

1枚はねて、122ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります諸係数の関係でございます。

二重丸の3つ目、保険料の状況でございます。

一般被保険者分の現年度分、3年度の収入済額が3億1,100万2,471円、収納率が94.7%、滞納繰越分の3年度の収入済額が776万4,035円、収納率が22.3%、右側のページの退職被保険者分の滞納繰越分、3年度の収入済額が6万1,660円、収納率が15.5%でございます。

また、一般被保険者分につきまして997万4,800円を不納欠損処分いたしております。

以上が国民健康保険の関係でございます。

次、2枚はねていただきまして、紫色の紙の126ページをお願いいたします。

令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書（概要）。

歳入でございます。

保険料、現年度分といたしまして1億3,029万6,000円で、特別徴収分と普通徴収分として収入しております。

繰入金につきましては4,710万6,000円で、事務費、保険基盤安定、保健事業費としてそれぞれ繰入れを行ったものでございます。

続きまして、下段の歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億7,561万3,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして360万8,000円でございます。

右側、127ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険に係ります諸係数の関係でございます。

二重丸の3つ目、保険料の状況でございます。

現年度分、3年度の収入済額が1億3,029万5,700円で、収納率が99.6%、

滞納繰越分の3年度の収入済額が58万7,100円、収納率が45.2%でございます。

2枚はねていただきまして、130ページ、オレンジのページでございます。お願いいたします。

令和3年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書（概要）。

まず歳入でございます。

障害児給付金といたしまして1,319万1,000円、繰入金といたしまして820万円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、下段の歳出でございます。

総務費といたしまして2,293万2,000円でございます。

歳入歳出差引額としまして6万円でございます。

右側、131ページをお願いいたします。

利用状況の関係でございます。

3年度末現在におきましては、29の方が登録、また利用されておられまして、1日平均の利用者数は6.0人となっております。

2枚はねていただきまして、134ページ、水色のページを御覧ください。

令和3年度水道事業会計決算説明書（概要）でございます。

表上段の事業収支の関係でございます。

左側の水道事業収益の関係です。

営業収益の給水収益1億8,039万1,410円から営業外収益の長期前受金戻入1,366万5,279円までの合計といたしまして1億9,888万397円。

次に、表中央の水道事業費用の関係です。

営業費用の原水及び浄水費3,762万4,889円から営業外費用の消費税1,039万1,534円までの合計といたしまして2億607万2,375円で、事業収支といたしまして719万1,978万円の損失となっております。

続きまして、左側の資本的収入の関係でございます。

資本的収入につきましては、今年度は該当がございませんでした。表中央の資本的支出としましては、建設改良費、企業債償還金を合計いたしまして5,503万2,248円で、資本的収支としましては5,503万2,248円の損失となります。

事業収支と資本的収支を合わせますと6,222万4,226円の損失となるもので

ございます。

続きまして、下段の企業債の状況でございます。単位は1,000円です。

水道事業におきましては決算年度中の発行はございませんでしたので、決算年度中元利償還高といたしまして、元金で4,961万円を償還いたしております。決算年度末現在高といたしまして19億7,467万8,000円でございます。

1枚はねて、136ページ、緑色のページを御覧ください。

令和3年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書（概要）。

まず歳入でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金は490万9,000円。

使用料及び手数料の使用料としましては2億5,962万7,000円、また不納欠損額といたしまして160万6,000円を処分いたしております。

国庫支出金の国庫補助金は2,220万円。

繰入金は、一般会計と基金の両方から繰入れを行っております。

右側のページの歳出をお願いいたします。

公共下水道建設費といたしまして1億2,691万1,000円。

浄化センター管理費といたしまして1億4,688万9,000円。

公債費につきましては、元金、利子合わせまして6億6,738万9,000円でございます。

歳入歳出差引額としまして332万6,000円でございます。

続きまして、下段の地方債の状況でございます。単位は1,000円です。

決算年度中の発行高といたしまして1億6,500万円。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金として5億7,843万3,000円を償還いたしております。決算年度末現在高としまして49億7,116万2,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、3年度決算の説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ここで監査報告を求めます。

監査委員 渡邊明博君。

10番 それでは、監査報告を行います。

令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会

計歳入歳出決算、令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、8月25日、26日の両日にわたり、清監査委員と私で監査をいたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきましては、3つの観点から監査を行いました。

1つ目といたしまして、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適正・効率的に執行されているか。2つ目といたしましては、決算の計数は正確であるか。3点目といたしまして、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえ、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては、第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適切かつ効率的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産についても適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定のとおり、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取扱いにおいても、町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

なお、本審査を終え、以下のことを行政に要望いたします。

1つ目は、職員一人一人がこの仕事が町民目線を絶対に忘れずに仕事をしていただきたい。公務員は全体の奉仕者であり、公平性が貫かれていることが必要であります。公平性を貫くための勇気を持って、これからも一段と努力をお願いいたします。

2点目といたしまして、少子高齢化、人口の減少や社会情勢を踏まえて将来を見据えた事業を展開できるよう、しっかりと計画を練って事業を進めていただきたい。本年度も第六次総合計画を策定することとなっておりますが、安八町職員も一丸となって計画を立案し、事業を推進するようお願いいたします。

また、令和3年度財政健全化判断比率を含め財政関係指標につきましても審査を行いました。

いずれも現状では健全な範囲にありましたが、弾力性のある財政とは言い難いものです。引き続き財政規律の向上に努めていただきたいと思います。これからの高齢化などの社会状況を鑑みても厳しいことが予想されます。健全化に向けて、より一層の改善を進めていただくことを要望いたします。

以上で、清監査委員と私との監査報告を終わらせていただきます。以上で監査報告を終わります。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は各常任委員会で審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、9月7日から9月15日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月7日から9月15日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

(散会時間 午後0時21分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月6日

議 長 大 平 文 雄

議 員 西 松 巖

議 員 岩 田 讓 治

令和4年9月16日（第2日）

議 事 日 程 (令和4年9月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議 第 40 号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議 第 41 号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第 42 号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第 43 号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議 第 44 号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議 第 45 号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議 第 46 号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議 第 47 号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議 第 48 号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 青 山 桂 子	調 整 監 水 谷 秀 平
民 生 調 整 監 吉 村 等	建 設 調 整 監 岡 田 立
総 務 課 長 山 田 靖	企 画 調 整 課 長 大 平 共 美
福 祉 課 長 兼 安 八 温 泉 所 長 坂 和 由	建 設 課 長 河 合 一
学 校 教 育 課 長 小 林 洋 臣	生 涯 学 習 課 長 兼 ハートピア安八館長 今 村 厚 士
住 民 環 境 課 長 神 野 千 津	産 業 振 興 課 長 堀 康 信
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 田 中 弓	書 記 宇 佐 見 か お る
書 記 渡 邊 光 哲	

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和4年第3回安八町議会定例会の2日目の開催をさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は、9番 山中美恵子君、10番 渡邊明博君に決定します。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、8番 岩田讓治君。

8番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして「大丈夫ですか。個人情報流出対応」と題しまして質問をさせていただきます。

7月初めの新聞記事に、マイナンバーカード普及へ総務省が、普及が遅れている自治体に対し圧力をかけるような記事が出ておりました。具体的には、マイナンバーカードの住民取得率と前月からの伸び率が国の平均以下、国では6月末で45.3%ということでございます、の約630の自治体に対応強化の要請を出しました。同時に、取得率の低い自治体に対し、取得率に応じた来年度からの地方交付税の配分額に差をつけるということも発表いたしました。

そこで、第1の質問でございます。

当町の6月末でのマイナンバーカードの取得率は40.8%です。総務省から対応強化の要請は来ていますか。7月末、8月末分も同時に住民環境課長、お答えください。

2つ目の質問でございます。

私は、地方交付税をこのような交渉材料に使うのは、国と地方は対等とした地方分権に反する圧力だと思います。町長はどのように思われるでしょうか。

また、このマイナンバーカードの件だけでなく、地方交付税を事業推進の交渉の道具に使うケースにはほかにもあるのではないのでしょうか。その対応は、どのようにしているのでしょうか。首長は、県の町村長会議で議論をし、自治体の立場を国や県に理解してもらわなければなりません。

このマイナンバーカードの普及が遅れている原因の一つは、個人情報の流出だと思います。まず国・自治体はこの点を解決しなければならないと思います。

先般も、兵庫県尼崎市で市民46万人分のデータの入ったUSBメモリーが紛失した問題。市から再々委託された会社の社員が飲酒後紛失してしまいました。しかも、市は再委託先、再々委託先は把握していませんでした。幸いにして、翌日見つかри、大事にはなりませんでしたが、扱いのずさんさが浮かんでまいりました。

中国でも、10億人分の情報が窃取された報道がありました。まとめて管理をすれば、その多量の情報を窃取し、莫大な利益を得ようとする攻撃側の熱意のほうが、防御側より圧倒的に強いからでございます。日本のマイナンバーカードも同傾向にあるのだと思います。元凶としては、新たなシステムに対応できない行政のIT音痴があるという大学教授もおられるようでございます。

当町は、関係部署で情報管理の対応はできていますか。それに対しての人材の確保、育成はできていますか。総務課長の答弁を求めます。危機管理を一層強力にし、業務に尽力していただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、まず住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 岩田議員の御質問「大丈夫ですか。個人情報流出対応」について、1点目のマイナンバーカードの普及に関する御質問にお答えいたします。

国では、2022年度中に、ほぼ全国民がマイナンバーカードを取得することを目指し、2022年6月末の交付状況等を基に対応強化の要請を出しております。

す。本町への強化要請は、6月末時点では要請を受けましたが、むすぶテラスでの出張窓口や休日窓口の設置などによりまして、申請件数も増えてきております。このことが功を奏したこともあり、7月末、8月末では、強化要請の対象にはなりません。今後も、安八温泉、ハートピア安八での出張窓口や、企業から依頼がございましたら、企業へ出向いて窓口を開設するなど工夫を凝らし、100%の交付に近づくよう努力してまいります。

以上、岩田議員の1つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、岩田讓治議員の2点目の御質問、マイナンバーカードの取得率に応じた来年度の地方交付税の配分額に格差をつけることについてお答えをいたします。

地方交付税の趣旨は、地方自治体の規模に応じ収入の格差を是正するなど、財源の不均等を調整するものでございます。これが本来の趣旨でございます。

このマイナンバーカード制度は、国が推し進める事業でありまして、取得率が伸び悩む中、特典をつけるなど強力で推進をされておられます。取得率は、自治体でばらつきがあるものの、当町においてもそうですが、休日窓口対応、出張窓口の設置など、取得率の向上に向け努力しております。

そのような中、地方交付税に取得率を反映させるとの情報が取り沙汰されております。地方自治体間での競争を促すことにもなりかねず、岩田讓治議員と同じ思いで、地方交付税の本来の趣旨にそぐわないという思いでございます。取得率向上に取り組む地方への配慮であるならば、別の形を御検討いただければと思いますし、発行に要する経費などは全額補助していただくことを要望いたします。

マイナンバーカードの取得率に限らず、何かと数値的に表されることが多くあります。前向きな姿勢になるものもあれば、疑念の思いになるものもあります。必要に応じまして、近隣、または県下の首長とも意見を交わし、国・県へも提言や具申を行ってまいりたいと考えております。

以上、岩田讓治議員の2点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 岩田讓治議員の3点目の御質問、情報管理の対応、それに対する人材の確保、育成はできていますかについてお答えをいたします。

情報管理の対応、すなわち漏えい防止の取組には、情報取扱いルール of 徹底（セキュリティーポリシー）とサイバー攻撃からの防御という2つの方向から取り組まなければならないと考えております。

まず、議員御指摘のUSBメモリーなどの電子記録媒体の紛失等による大量個人情報の漏えい問題であります。これには情報取扱いルール of 徹底を図ることが一番重要であると認識しております。

現在、庁舎内には、あえて電子記録媒体を使っている業務もございます。例えばその一つが、会計データの金融機関への引渡しであります。これは、通信でデータを送信するよりも安全性が高いために、DVDを手渡す方式を採用しており、万が一紛失等がないようにDVDの受渡しには厳密なルールを定めて行っておるところでございます。

また、USBメモリーは総務課で承認を受け、パスワードを設定したものしか利用できないように管理しております。すなわち、個人所有のUSBメモリーは庁内で利用することができないし、役場のUSBを第三者が手に入れても中身を見ることはできません。

また、人材の活用も重要で、全職員のITスキルの研修などでの底上げと、専門職員の育成や専門家の雇用も急務であると考えております。

次に、サイバー攻撃を受けないために、当町では、機密性の高い業務システムはインターネットから回線を切り離しまして、システムを分離して運用しております。その代表的なシステムが、住民基本台帳ネットワークシステム、以下、住基ネットとありますが、であります。

当町においても、住基ネットを使うことができる職員は少数に限られております。IDとパスワード、本人の手のひらの静脈、静脈認証とありますが、これが一致していないと当該システムにログインすることができないという、2つの要素でもって運用・管理しております。

そこで、町では今年度の7月に、危機管理の一環といたしまして、サイバー攻撃などから情報漏えいの防止と職員の利便性の向上のために、メール・ファイル無害化システムを導入し、また8月には、今後の自治体DX、デジタルトランスフォーメーション、これは住民の生活をよりよくするために、自治体でIT技術の導入やネットワーク化を行う取組のことをいいますが、に対するセキュリティーの範囲も広くなることが予想されることから、事故

等の方が一の事態に備える必要があるために、サイバー保険にも加入をいたしました。

また、法的には、委託先との契約に機密保持の条項は盛り込まれておりますが、再委託先への情報提供については、委託元である当町の了解を得る条項を明文化することが必要になりますので、これにつきましては改善していきたいと考えておる次第です。

いずれにいたしましても、自治体DXの推進を図るとともに、そのセキュリティ対策も万全に構築していかなければならないものと考えております。

以上、岩田譲治議員の3点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

8番 どうもありがとうございました。

一番最初に神野課長が申されましたように、国は今年度中にほぼ全国民にマイナンバーカードを普及すると、したいということにいたしております。そこで、先ほど総務課長が情報流出対策、こういう対策もしておるんだということもおっしゃいました。よって、こういうものも説明会の中で、町民に分かりやすく説明をして、普及に御尽力を賜りたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

答弁はよろしい、結構でございます。ありがとうございました。終わります。

議長 ありがとうございました。

引き続きまして、4番 坂悟君。

4番 ただいま議長のほうから発言の許可を得ましたので、私のほうからは、若者が住みたくなる安八町についてということで、一般質問させていただきます。

岐阜県の統計の中で令和3年人口推移を見てみますと、安八町の出生数は男37人、女33人の70人です。死亡数は男77人、女79人の156人です。また、転入者は416人、転出者461人で、人口は前年対比131人減少しています。ほとんどの県内市町村は同じような状態なのですが、非常にユニークな取組をされている自治体もありますので、我が町も参考にして取り組んでいただきたいと考え、2件質問します。

1 件目は、学校給食の無償化の取組。

全国的に今話題に上がっている給食費の無償化ですが、まだ少数の自治体しか取り組んではいません。西濃地区の垂井町では、令和2年度に中学生の給食費を無償化、令和3年度より小学生まで無償化されています。財政負担が大きい事業になるかと思いますが、実施した場合に安八町ではどれくらいの負担になるのか、今後の見通しなどを回答ください。

2つ目の質問、移住・定住施策の推進。

安八町総合戦略・基本目標の中で、住宅取得の助成件数、毎年40件、令和2年度から令和6年度とありますが、実績はどうですか。参考例ですが、県内の数少ない人口増加地区の富加町は、「ちょうどいいまち」「JUST o m i k a L i f e」を掲げて遊休町有地の宅地開発をされています。結果、新規移住者を呼び込み子供が増えています。また、県内では、新規住宅取得時の固定資産税を数年間の実質無税化されている自治体もあります。当町も3年から5年を目安に支援拡充する考えはありませんか。

安八町も将来を見越し、若者が住みたい、ちょうどいい田舎を目指していただきたく、町長のお考えをお聞かせください。以上です。

議長 まず学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 坂悟議員の若者が住みたくなる安八町、質問1. 学校給食無償化の取組について、御回答させていただきます。

昨今の物価高騰に伴い、光熱費や日用品等、家計を圧迫する状況が進んでおります。特に、給食費の負担を抱える子供世帯にとっては、家計に大きな影響を与えている状況にあります。そこで、子育て世帯への支援を手厚くすることにより、安心して子育てできるまちづくりは、行政の大きな責務であると考えております。

坂議員御提案の学校給食無償化につきましては、子育て支援の家計を支える有効的な策であると考えますが、仮に令和4年度の園児・児童・生徒数に基づいて無償化した場合で試算をいたしますと、1年間で8,800万円の財政支出が必要となります。

そこで、安八町としては、持続可能な支援策として、第3子以降については半額、第4子以降については全額助成をしており、この策を通して継続的に支援をしてまいりたいと考えております。

なお、現在、安八町においても、物価高騰に伴う材料費等の値上げにより、給食費の値上げを考えないといけない状況にもあります。物価高騰に伴う給食費増額をする場合については、安八町が増額分を負担し、子育て世帯の家族に対して、これ以上の負担をかけることがないようにしていきたいと考えております。

以上、坂悟議員の1つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、坂悟議員の御質問、若者が住みたくなる安八町についての質問
2. 移住・定住施策の推進につきましてお答えをいたします。

安八町の総合戦略は、人口減少や少子高齢化による地域経済縮小などの課題解決に向けて、平成27年度に策定いたしまして、現在、第2期総合戦略の3年目を迎えております。

当町における移住・定住施策としましては、平成27年度に、新築住宅の取得者に対しまして助成金を交付する定住促進住宅取得助成金制度を創設し、令和2年度からは対象を中古住宅へと拡充しております。また、令和元年度には、東京圏からの移住者に対する支援金、今年度は県外からの移住者に対する支援金を創設しております。

実績といたしまして、直近3年間で117件の住宅取得助成金、年間にいたしますと、ちょうど目標に相当する平均40件近い数だと思っております。その助成金を交付してございまして、先ほども言いましたように、おおむね目標値に近い件数でございます。

しかしながら、令和2年の国勢調査では、人口が1万4,355人となり、前回、平成27年と比較しますと約400人減少しており、支援策の拡充が必要であると感じております。現在、令和5年度からの第六次総合計画を策定中ですが、総合計画に総合戦略を盛り込み、一体的に移住・定住策を取り組む予定でございます。

御指摘の固定資産税の実質無税につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、引き続き、定住促進住宅取得助成金制度は進めさせていただきたいと思っております。将来を見据えて、新婚の御夫婦、子育て世帯に特化した支援制度など新たな支援策をパッケージで提供できるように検討していきたいと思っております。

また、令和3年7月に開通した高速バス、にしみのライナーは、安八スマートインターチェンジから直結で名古屋駅まで約40分で行くことができ、名古屋圏のベッドタウンとしての魅力が高まったと感じております。次のステップといたしまして、通勤・通学者に対する補助なども検討をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、補助制度などを拡充したとしても、安八町を移住先の候補地として選んでいただくということが第一でございます。補助制度の検討と並行して、多くの方に安八町を知っていただくための情報発信や関係人口の増加に努めてまいりたいと考えております。今後も持続可能で、魅力あるまち、若者が住みたくなるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 丁寧なる御回答ありがとうございます。

給食費の補助費拡大は、他の自治体も見られて、今後も当町もやはり検討する必要があると思いますので、いろんな形で、いろんな角度から見て、できることを一つ一つ順番に進めていただきたいと思います。

それと、2番目のほうの町長の件ですけど、実際問題、安八町の出生数は低下しており、特に3歳児以下のお子さんは安八町で残念ながら各年代で80人ぐらいしかいらっしゃらない。それが続いています。このままでは、非常に心配しております、小・中学校統合問題など、世間一般で話題になっている話が安八町にも来るかと思われま。

そういう意味で、ぜひとも町長、御発言にありましたように若い世代が家を建てる、購入するときに、当町を選んでいただける分かりやすい施策をぜひともお願いして、質問を終わります。

特に、回答は要りません。以上です。

議長 3番 傍嶋邦博君。

3番 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私からは部活動の地域移行について質問させていただきます。

少子化や教師の業務負担等を背景に、2023年度から2025年度末までの3年間を改革集中期間とし、まず休日の部活動から段階的に地域移行していく取

組が行われようとしています。また、スポーツ庁と文化庁は、関係者間の連絡・調整などを行うコーディネーターを自治体に配置し体制整備を進めることを決め、文部科学省は、来年度予算の概算要求に80億円超を盛り込む方針であると聞いております。

国としての部活動地域移行計画が進む中、各自治体では、地域移行実現には様々な課題が取り上げられています。当町においても例外ではなく、非常に多くの課題が課せられてきますが、その中でも重要項目となり得る2点について質問と提案をさせていただきます。

まず1点目は、部活動の受皿についてです。

国は、受皿として、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、民間ジムの活用を想定しています。総合型地域スポーツクラブがあれば、一括して請け負い、地域移行もある程度スムーズに進むかもしれませんが、当町には総合型地域スポーツクラブがありません。

そこで、私からの提案のイメージとして、参考資料がありますので御覧ください。

当町に存在するスポーツ関係団体、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会、OKB総合体操クラブ等を中核として、教育委員会と連携した新たな組織を立ち上げ、スムーズな指導者派遣ができるようにしてはどうかでしょうか。

地域移行とはいえ、初期段階において、行政の協力なしに整った環境を用意するのは非常に困難であることが想定されます。また、国が配置を進めるコーディネーターがいつからどの程度の協力が得られるか分かれば教えていただきたいのですが、各自治体において体制が様々であることを考えると、組織の設立には教育委員会を中心に進めていかなければ難しいと私は考えています。その点について、教育長の見解を教えてください。

2点目は、経費負担についてです。

今現在、部活動によっては外部コーチをお願いしているところもあり、少年団指導等とは違い、全てボランティアではなく賃金が発生している部活もあると聞いています。今後、部活動地域移行についても、指導者に支払う賃金や指導者育成のための研修費等いろいろな場面で経費がかかることが想定されます。例えばAとBという部活があり、それぞれに1人ずつ指導者がい

たします。部活Aには生徒が10人、部活Bには生徒が2人だった場合、各指導者が報酬を月に5,000円受け取っていたとすると、各保護者の負担が生徒1人に対し、部活Aは毎月500円、部活Bは毎月2,500円の負担となり、加入する部活動で保護者の負担に大きな差が生じてしまいます。このような現象が起こると、人数の多い部活だけに生徒が集中して、保護者負担の多い部活動は廃部になっていくことも懸念されます。

こういった問題が起こらないように、スポーツ協会やスポーツ少年団の制度を参考にして、登録料的な制度を取り、町から新組織に補助金を出して、その新組織から各指導者に一定額を支払う仕組みを取ることで、部活動による差があまり出ないようにしてはいかがでしょうか。

国からの補助等、予算組みが決まっていない問題もありますが、今後の部活動地域移行に対する町からの補助について、町長の見解を教えてください。お願いします。

議長 教育長 青山桂子さん。

教育長 傍嶋議員の部活動の地域移行についての1つ目の質問にお答えします。

現在、教職員が中心となって指導しております中学校の部活動ですが、傍嶋議員の質問にもありましたように、令和5年度から令和7年度までに休日の部活動を段階的に地域移行していくことを基本としています。国が示した地域移行モデルとしては、総合型地域スポーツクラブ型、民間業者委託型、文化芸術団体型などがあります。

本町は、令和3年度と令和4年度に部活動地域移行の先行モデル地区に指定されました。令和3年度には、試行的に町内のNPO法人に委託し、4種目、6部活で実施できました。令和4年度には、さらに種目を増やす方向で町内でも検討してまいりました。近隣市町の状況を伺いましたところ、スポーツ関係団体で構成する組織により事業を進めていくところも多くございました。

教育委員会でもこれを参考に、新たな組織の設立も一案とし、9月には町のスポーツ関係者の皆様で構成する地域クラブ活動準備委員会を立ち上げ、協議を始めました。教育委員会はもちろん関わりを持つところに位置し、地域移行が円滑に進むよう情報提供、助言などにより会の運営を支援してまいりたいと考えています。

国が配置を進めています部活動地域コーディネーターにつきましては、県に数名、西濃地域に1名配置される予定となっておりますが、それ以上詳しいことについては、現在では分かっておりません。

以上、1点目の質問についての回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 続きまして、2点目の質問、経費負担についてお答えをいたします。

先ほど教育長からの説明にありましたが、現在、地域スポーツクラブの立ち上げに向けて話合いが持たれているところでございます。その中で、指導者の報酬や保護者の負担金などについても今後検討してまいります。

傍嶋議員の質問にありましたように、活動の種類によって保護者負担に差があるのは望ましくないと考えていますし、保護者の負担が増えないようにしていきたいと考えております。

部活動というのは、昔も今も生徒たちの心身の健全な成長、人格の形成に重要な役割を果たしてきました。今後どこが担おうとも、どこが担うようなことになっても、生徒たちのことを最優先に考えて、必要な予算につきましては、国・県の補助を確認し、町としても補助できるように検討してまいりたいと考えております。

以上、傍嶋議員の質問に対する回答とさせていただきます。よろしく願いします。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

2か月前に私がお話しさせていただいてから、組織の立ち上げのほう、早急に取り組んでいただいたことを心から感謝申し上げます。

ただ、各競技によって指導者資格等にかかなりの相違点があるのは御存じでしょうか。例えば柔道でしたら、2段以上の段を持つ者で審判員資格を持ち、かつ指導者資格を持った者で、しかも今回の部活動の指導者資格を取得した者でないと部活を教えることができません。昔、例えば、その競技をやったことがあるからといって、指導したいという人がいたとしても、競技によっては簡単に教えることすらできない種目もあります。

町に競技全部の把握をしてくださいとは言いません。ありがたいことに、

今現在、スポーツ協会には渡辺会長という経験豊富な方がお見えになりますし、スポーツ少年団の坂圓一本部長はスポーツ協会の会長の経験もありまして、スポーツ団体の知識と経験は安八町の中でもトップクラスの方だと思っております。そういった方々や現場の声をしっかりと聞いていただいて、例えばその組織設立のスピードも大事なんですけど、内容がしっかりした組織の立ち上げをしていていただきますよう、よろしく願いいたします。

それから、あと町長に1つお願いと質問があるのですが、今は少子化で人口減少が続いております。それは、スポーツ少年団やスポーツ協会も影響を受けておりまして、指導者派遣の土台とも言える団体の人数減少は、これからの未来の指導者育成にも大きな障害になる可能性があります。部活動を地域に移行していくのであれば、町としても新組織のみだけではなく、その土台となる団体の募集や協力も今まで以上に力を入れなければならないのではないかと思っております。

現状も各団体に御協力賜っていることはもちろん存じておりますが、スポーツ少年団やスポーツ協会と今後の指導者となり得る人を育成していく団体に対して、さらなる協力体制をお願いしたいのですが、町長の見解を教えてください。お願いします。

議長 町長 堀正君。

町長 傍嶋議員の再質問に対して回答させていただきます。

生徒たちのスポーツの指導をするには、やはり指導者としてのそれなりの資質というのは非常に大切だと思っております。そういった意味で、今後の指導者の養成というものにも、町といたしましても力を入れていかなければならないと思っております。それに対して、今現在どのような形で実施していくかというのは、まだこれから検討をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

とても前向きな見解をお聞かせいただき、大変うれしく思っております。

今後、各種団体等から要望等がありましたら、またその要望等にお応えいただけるようお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

答弁は要りません。以上。

議長 2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、私からはシルバー人材センターについてを質問させていただきます。

安八町にシルバー人材センターが発足して8年目になります。60歳以上の方の生きがいや社会参加、健康維持を促進することを目的にされ、仕事を依頼された方からは、とても助かり、こうした団体があることはありがたい。また、会員の方からも、自分の力を人のために生かすことができ、さらに感謝をされてうれしいということも聞いております。

そこで質問なんですが、8月の広報にシルバー人材センターの会員募集が掲載されていました。広報のほかに、安八のホームページや「あんぱちナビ」でも募集してはどうでしょうか。その際に、シルバー人材センターの活動内容や仕事に対する料金、利用状況などをより具体的に表示することによって、会員になろうとする人が増えてくるのではないかというふうに思っております。

会員を増やすための取組について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 渡邊裕光議員の質問、シルバー人材センターについてにお答えをさせていただきます。

安八町のシルバー人材センターは、以降センターといますが、平成27年に設立され、生きがいづくりや社会参加、あるいは健康維持増進のため、多くの方が会員の登録をして現在働いていらっしゃいます。

しかし、センターの仕事は、草刈りや草むしり、また樹木の剪定や工場内での軽作業など不慣れで、しかも短期間のものが多く、さらに近年は定年延長や雇用延長で65歳くらいまで勤務することができるなど、そういうような労働環境の変化もありまして、会員が思うように集まらなくなっているのが現状であるとセンターから聞いております。センターでは、このままの少ない会員では、企業や個人から依頼のあった仕事に十分に答えることができなくなるおそれがあるという考えから、会員の増加を図るため、まず今年3月に、広報「あんぱち」の配付に併せてシルバー会員募集チラシを配付して地

区回覧をしたところでございます。また、6月には老人クラブの会長会議にて会員募集を依頼し、7月には安八工場会の会議にてセンターのPR活動を行いました。その後が、議員も言われました広報「あんぱち」8月号で再度会員募集を行ったところでございます。

これらの結果としては、問合せの電話は数件ありましたが、残念ながら会員登録までには至っておりません。

このように会員の増加につながっていないのは、センターとしての広報活動がまだ十分ではないというふうに考えております。そこで、センターでは、議員が提言するホームページや「あんぱちナビ」などのそういうような媒体を活用して会員募集に努めてまいり、福祉課もセンターに対して助言や支援をしながら、一緒になって会員の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その際には、業務内容や料金など一覧表などを使って、町民に分かりやすくお伝えできるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 大変分かりやすい回答のほう、ありがとうございました。

課長のほうから最初のうちにお話しされたように、8年前までは福祉課のほうの管轄だというふうに聞いております。また、住民の方や、また工場の方からもシルバーさんに仕事をしていただきたいというような声も、ただ、何とか会員数を増やしていただいて、それに沿ってやっていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

今、課長も言われましたように、福祉課と人材センターのほうの事務局と連携を取り合って、会員さんを増やしていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。お願いだけです。どうぞお願いいたします。終わります。

議長 1番 石原英一君。

1番 ただいま議長から発言のお許しをいただいたので、僕からはむすぶテラスと指定管理者制度について質問させていただきます。

むすぶテラスができてから、間もなく半年がたとうとしています。コミュニティキッチンの評判がいいです。そして、特に冷房が使用できるプレース

ペース、軽運動場は、夏休みに予約が取れないと聞くほど人気があって、駐輪場で雑談している中学生たちの光景を僕自身も見かけたことがありますし、何か活気を感じます。ただ、施設の駐車場を出るところ、ここで衝突しそうな危険な場면을僕自身も見たとありますし、聞いたこともありますので、ここでカーブミラーを設置する必要があるかなと思います。

一方、会議室や有料のコワーキングスペースは、私自身も利用させていただき、快適なんですけど、こっちはちょっと利用者数が極端に少ないことが気になります。広報、それから短時間利用の金額設定、需要に合わせた形態変更など、様々な観点からの検討の必要性も感じるなど、半年とはいえ、様々な課題が見えてきているのではないのでしょうか。担当課長の見解を求めます。

そしてまた、議会初日に、むすぶテラスの指定管理者制度に関する条例変更説明がありました。指定管理者決定の際の団体把握、これは結構いろんなところで全国でも、これの失敗で駄目になっているところがあります。経費削減や効率化に走り過ぎることでの住民サービスが置き去り、これもよく言われることになります。こちらは、やはり役場が注視しなくてははいけませんけれども、安八町のような可能性のある小さな自治体で、この制度を導入することは大変僕は意義があって、民間事業者の経営ノウハウや発想が生かされることで、住民サービスがよりよくなることを期待しています。

民間事業者の力を借りて施設管理を進めていくことは、これからの自治体の一つの選択肢として、様々な可能性を含んでいると思います。町内のほかの施設と指定管理者制度の可能性に対する町長の見解を求めます。

議 長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 石原英一議員の御質問、むすぶテラスと指定管理者制度についての1点目、むすぶテラスについてお答えをさせていただきます。

今年の4月に、勤労青少年ホームからテレワーク施設・交流拠点として生まれ変わったむすぶテラスであります。オープンして半年が過ぎようとしております。

議員御質問の中にもありましたように、プレースペースについては、毎日、卓球やバレーボール、バドミントン、バスケットボールなど御利用をいただき、8月はプレースペースだけで700人を超える利用がありました。

また、コミュニティキッチン、パン教室や料理教室などに御利用をいただいておりますし、エイトスペースは、無料で利用できることもあり、学習などに御利用をいただいております。

2階のサテライトオフィスにつきましては、2室に入居企業があり、残りの1室も興味のある企業から問合せをいただいている状況でございます。

コワーキングスペースにつきましては、インスタグラムやインターネットを介して情報を発信しておりますが、定期利用の方、一時的に利用する、いわゆるドロップインの方が1日に数名と、前述の施設に比べますと、議員御指摘のとおり利用率が低いのが現状でございます。コワーキングスペースの利用に関する問合せでは、一、二時間だけなど短時間で利用がしたいとの声がございますので、1時間単位での料金設定など、施設運用の在り方を今後検討してまいります。

このむすぶテラスの利用促進が産業振興・地域交流の一つの糸口となり、まちの活性化につながる可能性を秘めていると考えております。

これまでの利用状況を踏まえ、PRの仕方や周辺の安全、環境対策など全般にわたる課題を整理し、利活用を促進されるよう努めてまいります。

以上、1点目のむすぶテラスについての回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 続きまして、2点目の指定管理者制度についてお答えをいたします。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法の改正により創設されたものでございます。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設とされております。

ただし、庁舎やその他個別の法律で、管理者が定めている施設は除外となります。

本庁では、庁舎、学校などは除かれますが、指定管理者制度の導入が可能な施設は、むすぶテラスをはじめ幾つかございます。ただ、現在導入しているのは、社会就労センターひかりの里1施設となっております。むすぶテラスに導入されますと、2施設目となります。ただいま町内施設の運営方法など在り方を検討しておりますが、指定管理者制度も有効な運営の一つの手法

であるとは思っております。

石原議員が御質問の中で、懸念される点や御提言をされてみえますが、私の認識も同じでございます。経費削減、効率化にばかりに目が向きますと、ややもすれば指定管理者に丸投げ、営利優先、ひいては住民サービスの低下につながりかねないと思っております。

指定管理者制度は、あくまで施設の運営・管理を指定管理者に委任するもので、施設の設置目的などは変わるものではございません。導入したといたしましても、町としましては指定管理者と連携を密にしつつ、住民目線に立って施設運営に目を配らなければならないと考えております。

指定管理者制度の導入を検討する際には、安易に進めるのではなくて、それぞれの施設でクリアしなければならない課題もございます。メリットが十分期待、発揮できるかなど熟慮し、慎重に進めていきたいと思っております。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 ありがとうございます。

多分、今町内の施設で、一番多分解決しなきゃいけないのは、先日というか先週拝見した安八温泉が出てくると思うんですよね。いろんな選択肢、考えていらっしゃると思うんですけど、埼玉県に越生町というところがあって、うちより4,000人ぐらい少ない1万1,000人ぐらいのまちなんですけど、そこもうちのように老朽化した温泉施設がありまして、温泉施設って、あそこは沸かし湯なので、正確には入浴施設ですね。ただ、入浴施設なんですけど、バブルの頃に建てているので、30億かけてバーベキューと施設とキャンプ場も一緒にやっていたんです。当時は結構人気があったんですけど、やっぱりだんだん寂れてきて、もうどんどんお客さんが減って、普通でいったら倒産をもうしているようなところなんですけど、そこが指定管理者制度をやってみたんですけど、駄目で、もうどうしようもなくなってしまって、町で売却しようとしたんですけど、今度売却でも手挙がらず、もうこれどうしようもないなとって、3年前何やったかという、要は行政財産から一般財産に変えて、それで要は賃貸借契約ができるようにして、もう全部要はいろんな制約を取っ払ってしまって借りられるだけの状態にしたんですよね。

それで、スーパー銭湯の会社を誘致してきました。結局、そのとき20年の契約を結びましたと。その代わり4年間家賃がただ、また民間の企業なので、多分交渉もお上手だったと思うんですけど、これで、その代わりその施設にその会社は3億投資して、すごくきれいにリニューアルをしました。まだ時間たっていないので、そんなにこれが正解だったのかも分かりませんし、多分町民の間からはすごく賛否両論があると思うんですけど、ただ多分ここから1つだけ言えるのは、もう恐らくこれからの時代でこの施設管理をやっている中で、もう既存の考え方も多分もう通用しないというか、それを外していろんな選択肢の中で選ぶということが出てきている事例が、もう出始めているということなので、様々な選択肢をテーブルの上に上げていただいて、せっかく指定管理者制度、今回2回目、2つ目ので出るので、そこもきっかけにさせていただいて、よりよい施設運営を考えていただけたらと思います。

答弁要りません。僕の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に、議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 坂悟君。

4 番 本委員会における事件は、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議会改革特別委員会 坂悟。

日時、令和4年9月6日火曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果、継続審査となっている議会の動画配信について、録画映像配信システムを利用した場合の費用や、実際の配信映像などを参考

に協議を行った。

しかしながら、来年度は庁舎の耐震補強改修工事が始まり、議場が使えなくなることから、来年度からの動画配信は実施できないため、令和6年度からの実施に向けて、引き続き継続審議していくことになった。

4. 少数意見留保の有無、ありませんでした。

その他、なし。以上です。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第40号から日程第19、認定第6号までは各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

まず、民生文教常任委員長 渡邊裕光君。

2 番 それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和4年9月8日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第44号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第45号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

認定第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

認定第2号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はありませんでした。

その他として、委員会現地視察は、安八温泉の修繕箇所を視察し、担当者から説明をいただきました。

以上で、民生文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議長 総務産建常任委員長 岩田讓治君。

8 番 総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

日時、令和4年9月9日金曜日、午前10時からでございます。

出席者、委員全員、そして関係執行部、渡邊税務課長補佐が欠席のほか、全員出席でございます。

付託事件及び審査の結果、議第40号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第41号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第42号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について、議第43号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第44号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、当委員会の関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第47号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）、議第48号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

認定第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査の結果、全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

認定第5号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、委員会現地視察は、北今ヶ淵地内の青刈宮西2号線及び領家地内の上新開奥田線を視察し、担当者より説明を受けました。以上でございます。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

議 長 日程第5、議第40号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第41号 安八町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第42号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第43号 むすぶテラスの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決しました。

議長 日程第9、議第44号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決しました。

議長 日程第10、議第45号 令和4年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決しました。

議長 日程第11、議第46号 令和4年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第47号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第48号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、認定第1号 令和3年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

議 長 日程第15、認定第2号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

議 長 日程第16、認定第3号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定しました。

議 長 日程第17、認定第4号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定しました。

議 長 日程第18、認定第5号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定
についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定すること
に決定しました。

議 長 日程第19、認定第6号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定すること
に決定しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和4年第3回安八町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時間 午前11時32分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月16日

議 長 大 平 文 雄

議 員 山 中 美 恵 子

議 員 渡 邊 明 博